

山北町長 殿

## ペット飼育に関する誓約書

飼い主 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という) は、甲のペット (以下、「本件ペット」という) を飼育につき、「ペット飼育規則」を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

飼い主 (甲) 氏 名 印  
住 所 足柄上郡山北町向原 1 9 4 番地  
みずかみテラス  
電 話

本件ペット 犬 ・ 猫 ・ その他	種類
生年月日	体長・体重
特徴・毛色等	予防接種 年 月 ( )

## ペット飼育規則

第 1 条 (飼育できるペットの種類と大きさおよび頭数)

- 犬および猫についてはそれぞれ 2 匹の計 4 匹までとする。
- 観賞用の魚類・小鳥・小型哺乳類や爬虫類は、それぞれ 5 頭羽以内までとします。
- 毒をもつ動物やニワトリおよび伝書鳩、また法律・条約・条例等で捕獲・輸入・飼育が禁止されている動物は飼育致しません。

第 3 条 (甲の義務・飼育方法)

甲は法律・条例に定められた規定に基づき飼主としての当然の義務を果たすものとし、ペット飼育に際しては、その飼育方法については本書ならびに貸主及び管理者の指示に従います。  
また、他の入居者の迷惑にならぬよう留意してペットを飼育いたします。

第 4 条 (飼育に関しての注意・禁止事項)

甲は、本件ペットにつき、下記の事項を遵守するものとします。また、甲が本書に定める事項に違反したときは、建物管理者は甲に対しペットの飼育を禁止する事ができるものとします。

- ペットは自己の住戸内で飼育します。建物や敷地共用部分での飼育は致しません。
- ペットの排泄、洗浄 (ペット専用足洗場での洗浄は除く)、ペットにえさを与える行為は、自己の住戸内で行うこととし他の入居者に影響を及ぼしません。
- 万一、住戸以外でペットが排泄した場合は、飼い主が責任を持って排泄物を持ち帰るとともに、清掃を行うなど衛生的な処理を行います。
- ペットの異常な鳴き声や糞尿から発する悪臭等で他の入居者や近隣住民に迷惑をかけません。こと。また、ペットを本物件から外部へ連れ出す際にも同様の注意を促します。
- ペットを常時衛生的に飼育し健康管理を行うと共に、法で定められた予防注射や登録を行います。
- 犬、猫には、必要な「しつけ」を行います。
- ペットのブラッシングは必ず住戸内で行うこととし、窓を閉めるなど毛や羽の飛散防止に努めます。
- 本物件共用部では原則として必ず首輪をし、引きひもでつなぐこと。
- その他、他の入居者および近隣住民に迷惑をかけたたり、不快の念を抱かせる行為を行わないと共に清潔な環境を守るよう努めます。
- 建物管理者によるペットに関する注意には直ちに従います。
- 犬・猫に対しては不妊去勢手術等の繁殖制限措置をするように努めます。
- ペットが死亡した時は適切な措置を講じます。

第 6 条 (損害賠償)

本件ペットが、他の入居者や第三者に損害を与えた場合は、甲は直ちにその損害を賠償し当事者間で解決するものとします。また、甲は貸主もしくは貸主から委託を受けた管理者にその加害状況とその対応及び賠償について報告する事とします。万一、本件ペットの加害によって被害者から貸主及び貸主から委託を受けた管理者に損害賠償請求があった場合でも、貸主及び管理者はその責任を一切負いません。

第 7 条 (法令違反の通報)

甲が本件ペットの飼育に関し、法令に違反している事がわかった場合は、貸主及び管理者はその旨を直ちに所轄官庁に通報するものとします。

第 8 条 (本覚書に対する違反特約)

甲が「ペット飼育に関する誓約書」に違反し、貸主からペットの飼育を禁止されたにもかかわらず、引き続きペットの飼育を継続し他の入居者に迷惑を与えている場合は、貸主は改めて催告のうえ本件賃貸借契約を解除する事ができるものとします。

第 9 条 (退去の際の費用負担特約)

原則として通常使用においては退去に伴う費用負担はありませんが、重度かつ明らかなペットによる汚損や破損は故意・過失によるものと判断し、原状回復費用を請求されても異議を申し上げません。